

横田小学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を解決することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

(2) いじめ防止等への対応

① いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめへと向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

ア 児童理解と環境づくり

- ・ いじめに関する校内研修を行います。
- ・ **「ししっ子のきまり」を守って基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。**
- ・ **自己決定の場がある授業や学校行事に努めます。**
- ・ 学期に一度カウンセリング週間を設け、児童全員に個人面談を行います。
- ・ 年度に二度、自己有用感を測るためのアンケートを行います。

イ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・ ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わりながら、コミュニケーション能力を高め、好ましい人間関係を育てます。
- ・ 特別の教科 道徳を要とし、全教育活動を通して、「いのちの教育」の充実を目指します。
- ・ 特別の教科 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。(授業参観で公開し、家庭にも啓発します。)
- ・ **一人一人が活躍できる場を多く設定し、がんばりや成果を認め、自分のよさに気付くことができるように努めます。**

○ 児童が主体となる取組の充実

- ・ **あったか活動等の自主的、自治的な活動を推進するなど、自己有用感が味わえる活動を行います。**
- ・ **感謝、励まし、ねぎらい、称賛等のあったか言葉を学年、学級で推奨します。**
- ・ **児童会を中心に、全校児童にあったか言葉を紹介して掲示をしたり、あったか言葉の励行を呼びかけたりします。**
- ・ **「挨拶運動」「ししっ子タイムでの異学年との交流」「思いやりの心を表す集会」「各委員会主催の集会」を充実させ、豊かな人間関係を育てます。**

ウ 家庭や地域等との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努めます。
- ・ P T A、学校評議員会と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ ネットいじめを防止するため、SNS の適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、P T Aの協力を得て、保護者向け研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・ P T A、地域と連携した挨拶運動を実施します。

② いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、いじめの早期発見に努めます。

ア 日常的な観察

- ・ 始業時は担任が早めに教室へ行きます。
- ・ **児童との会話や生活ノート等の日記、普段の授業、清掃活動、委員会活動、クラブ活動等から情報を集め教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速に報告・連絡・相談をします。**
- ・ **毎週金曜日の16時10分より情報交換会(410あったか情報タイム)を行い、気になる児童やその言動、対応等について情報を共有し、全教職員が協力して児童の指導に当たります。**

イ アンケート調査

- ・ 生活振り返りアンケートを定期的に行います。(原則学期に1回)
- ・ 必要に応じて、各学年・学級でいじめ実態アンケートを行います。

ウ 教育相談

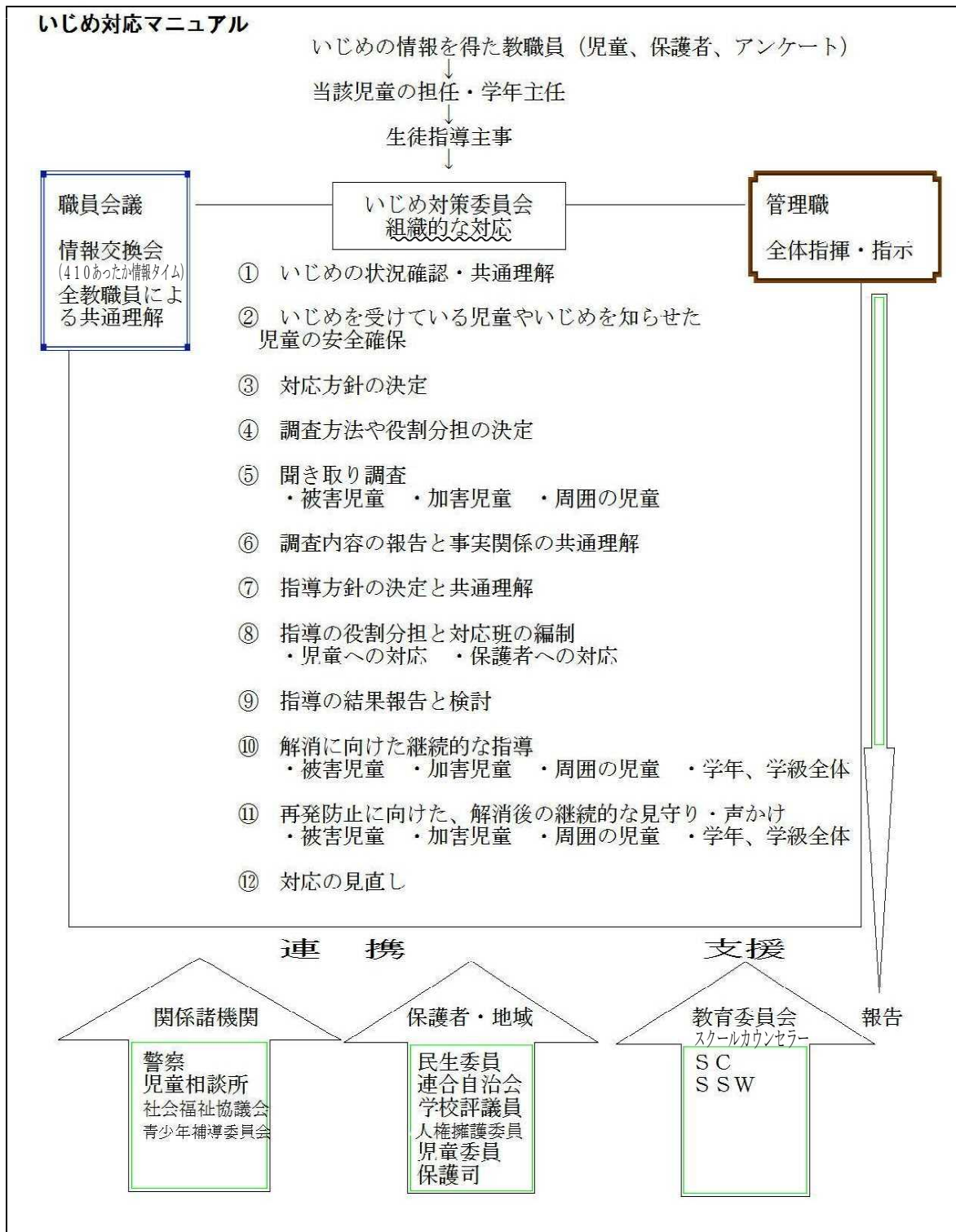
- ・ 個人相談週間を設け、児童全員へ個人面談を実施します。(原則学期に1回)

③ いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともに、その保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとります。児童の生命、身体又は財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、警察と連携して対応します。



(3) いじめ対策委員会

① 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※ 必要に応じて、学校評議員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会福祉協議会、青少年補導委員会、保護司会等関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等）、PTA代表者、地域の代表者等を追加します。

② 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発。（校内研修等）
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・ いじめ事案の調査と対応。

(4) 年間計画

月	取組	月	取組
4	・ いじめ防止に向けた取組（しっ子のきまり）の共通理解	10	・ 学習発表会での「あったか活動」に関する掲示
5	・ 自己有用感を測るためのアンケート	11	・ 保護者アンケートの実施 ・ 児童生活振り返りアンケートの実施 ・ カウンセリング週間 ・ 自己有用感を測るためのアンケート
6	・ 保護者アンケートの実施 ・ 児童生活振り返りアンケートの実施 ・ カウンセリング週間	12	・ 人権週間（標語の懸・掲示） ・ 保護者会での人権に関する話題
7	・ 保護者会での人権に関する話題	1	・ いじめ実態アンケートの実施
8	・ いじめについての校内研修（ネットいじめの防止）	2	・ カウンセリング週間 ・ 学級懇談会での人権に関する話題
9	・ 情報モラル教育（ネットいじめの防止）	3	・ いじめ防止の取組の振り返り

※ 必要に応じていじめ対策委員会を開く。

(5) 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会で協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。

評価項目	1学期	2学期	3学期
いじめの未然防止に向けた日常的な取組ができた。			
早期発見、早期対応につながる組織的な取組ができた。			
いじめが起きた際、再発防止までの一連の対応を、粘り強く行った。			